

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ（NO. 2）出口圧力が上昇しないことが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	タービン潤滑油清浄装置フィルターポンプ出口逆止弁に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	復水系温度記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	2号機	プロセス計算機プラントデータ採取用（OD）プリンタに動作不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
5	2号機	原子炉圧力容器表面温度記録計内部のモータ付近より異音の発生が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	2号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ（A）出口配管フランジより薬液のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）機関入口潤滑油圧力計（3A）に動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	3号機	原子炉補機冷却水ポンプエリア換気系局所空調機前面カバー取付部のボルトに外れ（18本中2本）が認められたため、当該ボルトを取付	D	
9	3号機	主発電機密封油装置密封油ポンプのベース排油配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器逆洗用空気貯槽入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
11	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器逆洗水流量計収納扉の蝶番取付ネジの外れ（1箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
12	4号機	屋外逆洗弁ピットストームサンプ（B）ポンプ自動停止用レベルスイッチの動作不良（ドリフト）認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
13	5号機	原子炉冷却材浄化系廃棄物処理側止弁グランド部にリーク（1滴／3分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	サービス建屋計算機室換気系空調機（A）にVベルトの緩み（2本中1本）が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
15	5号機	中央操作室当直長席緊急時プラントデータ表示システムモニタに映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	所内ボイラ（A）主バーナ重油供給配管ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
17	6号機	放水口モニタのデータ伝送装置に伝送不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	6号機	主タービン第5軸受戻り油温度記録計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	その他	海生物焼却設備前処理洗浄排水受入ピット及び汚水受槽に汚泥の蓄積が認められたため、当該ピット及び受槽を点検・清掃	D	
20	その他	海生物焼却設備凝集剤溶解槽給水流量計ガラス管に凍結による破損が認められたため、当該ガラス管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで